

西脇市非核平和都市宣言(案)に対していただいたご意見の概要と西脇市議会の考え方

- 1 募集期間:令和 3年 4月 1日 ~ 4月 30日
- 2 提出件数:45件(33人) ※その他、県外在住者から1人
- 3 主な意見とその対応

(1) 意見を反映したもの(1件)

行	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
15行目	—	「世界の恒久平和」と「核兵器廃絶」の順序を入れ替える。	1	「非核平和都市宣言」であること、また広島、長崎のあの悲劇を繰り返さないことが趣旨であるため、ご提案のとおり、「核兵器廃絶と世界の恒久平和」へ変更いたします。

(2) 既に盛り込み済みのもの(20件)

行	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
—	—	大変立派な「西脇市非核平和都市宣言」である。 (新庁舎等、しかるべき所に掲示して欲しい。標柱は新設して欲しい。無理なら、現在の標柱を残して欲しい。撤去しないで下さい。)	1	賛同のご意見として承っております。 (宣言文の掲示については、今後の調整となります。) (旧市議会での宣言に基づく古い標柱につきましては、今後の調整となります。)
—	—	西脇市非核都市宣言(案)に全面的に賛成します。	14	賛同のご意見として承っております。
—	—	西脇市非核都市宣言(案)に全面的に賛成します。 (新庁舎に宣言文が設置される事を希望します。)	4	賛同のご意見として承っております。 (宣言文の掲示や設置については、今後の調整となります。)
—	—	今回の宣言が、少しでも核軍縮の機運を高めることにつながればとの思いです。	1	賛同のご意見として承っております。

## (3) 反映困難なもの(13件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
6行目	—	「存在と拡散」を、「保有と拡散」にしてはどうか。核兵器があるのではなく、自らの意志で保有している状態であるから。	1	核兵器の存在自体が脅威であるとの思いから、原文どおりとさせていただきます。ご理解いただきたいと思います。
8行目	—	「決して広島、長崎のあの悲劇を」の長崎の後ろに、『第五福竜丸のあの悲劇を』を挿入してはどうか。	1	第五福竜丸の事件については、意見もあり、核兵器実験によってもたらされた事故の悲劇として認識はしていますが、議論の結果、戦争で相手国へのダメージを目的として投下されたものとは分けるべきではないかとの意見で一致しましたので、敢えて書いていないことをご理解いただきたいと思います。
9行目	—	「悲劇を、『二度と』繰り返しては」『二度と』を挿入してはどうか。	1	冒頭の「決して」にその意も含めており、原文どおりとさせていただきます。ご理解いただきたいと思います。
12行目	—	「最大限の努力を重ねて」の努力の後に『積み』を挿入してはどうか。	1	「最大限の努力」としたこと及び「重ねる」にその意が包含されるため、原文どおりとさせていただきます。ご理解いただきたいと思います。
16行目	—	「希求し、」の後に、『私たちの思いに反する国内外の動きがあるときは具体的な行動を起こすことも併せて、』の文言を追記してはどうか。 理由は、非核世界・平和を願うだけでなく、行動を伴った願いでなければ平和は維持できないと考えるから。	1	非核平和都市宣言の趣旨を明確にするため、個別具体的な内容の記載は避け、簡潔な宣言文にしました。 ご理解いただきたいと思います。
—	—	西脇市非核平和都市宣言には反対です。	3	旧西脇市・旧黒田庄町の両市町では、世界の真の恒久平和を願って、非核平和宣言を行っていました。広島と長崎に原爆が投下され、75年の歳月が経過しましたが、その悲惨さを人びとの記憶に深く刻んでいかなければなりません。 西脇市制施行15周年を、市民一人ひとりが手を携えて、平和で安心なまち・西脇を創造していくことを再確認する機会として、非核平和都市の宣言を行うこととしました。 ご理解いただきたいと思います。 なお、平和都市宣言に関して宣言が行われていない市は県内で西脇市と他1市だけという状況です。
—	—	非核を取って「西脇市平和都市宣言」にすべき。(国際社会の問題が複雑化しているから、非核をいれる必要はない等)	5	今回の都市宣言は「非核平和都市」に関するものですので、他の事象を鑑みての名称変更は考えておりません。
—	—	東北大地震の際の原子力発電所の事故に少しでも言及できれば2021年の宣言として輝きを増すように思う。	1	今回の都市宣言は「非核」(核兵器を作らない・持たない・持ち込ませない)を目的としたものです。原子力エネルギーについて言及はしていないことをご理解いただきたいと思います。

(4) 今後の参考とするもの(0件)

(5) その他(11件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
—	—	平成17年に非核平和都市宣言を行っているのに、2回目の宣言がなぜ必要なのか。	1	平成17年には宣言は行っておりません。旧市・旧町の宣言は合併により無効となっています。
—	—	長い間その歩みを進めていないとの表現がある(チラシ説明文)が、その検証は行ったのか。	1	無効になった宣言をどうするかという議論が市議会及び執行機関で進まなかったことを意味しています。
—	—	建設的な意見を踏まえてとある(チラシ説明文)が、反対はできないのか。	3	令和2年12月定例会で非核平和都市宣言をする請願を全員一致で採択していますので、非核平和都市宣言をすることは既に決定しています。
—	—	今回の宣言に当たり、行動指針まで検討したのか。	1	行動指針等については検討していません。行動指針や事業計画策定は執行機関の権限ですが、宣言に基づく策定義務はありません。
—	—	今後、二酸化炭素削減宣言や無防備都市宣言に関する請願が提出された場合、検討を加え標柱設置等、予算措置を講じることになるのか。	1	提案があれば、その都度、議論によって決まることとなります。
—	—	コロナ禍の中、このタイミングで宣言を出す意味が理解できないと考える。	3	いかなる時期であれ、必要なものは議論によって決定されていくものです。コロナ対策を差し置いて宣言しているものではありません。 コロナ禍に係る対策として、市議会において、令和2年5月に決議を、また同6月には意見書を議決しています。 ご理解いただきたいと思えます。